○農林水産省告示第千四百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十四日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡五木村甲字椎葉六四〇六の二、六四〇六の三、字平沢津六四八八の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十四日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　三重県志摩市志摩町御座字マサキ四一八の一・字西ノ山四二三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四二三の四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び志摩市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十四日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　三重県度会郡南伊勢町伊勢路字小村四四九の一・四五一合併、字椿谷四五二、四五二の一、四五五から四六〇まで、四五五の一、四五六の一、四六一の一から四六一の三まで、四六四、四六五、四七〇の二、四七一、四七二、四七四、四七七、四七八、四八〇、四八一、四八三、四八四の一、四八五の一、字名古田五七三の二、五七三の三、五七三の九、五七三の一〇、五七三の一三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び南伊勢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十四日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　三重県度会郡度会町小萩字松峠三九一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び度会町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十四日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町石名原字所野七五六の一、七五七の一、七五八、七五九、七六一、七六二、七六四の三、七六五の二、七六六の一、字岳ノ洞三三六三の一七、字所野七六二の一・七六三・七六四の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字所野七六三・字岳ノ洞三三六三の一七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十四日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原字有久寺口一〇一〇、一〇一一の一、一〇一一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字有久寺口一〇一〇・一〇一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十四日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町下多気字白口一〇二三の八、一〇二三の六〇、一〇二三の七五、一〇二三の七六、一〇二三の八〇、一〇二三の八一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）